

一関市議会 産業建設常任委員会 記録

会議年月日	令和6年6月11日(火)			
会議時間	開会	午後1時30分	閉会	午後2時48分
場 所	第2委員会室			
出席委員	委員長 小野寺 道 雄		副委員長 佐 藤 敬一郎	
	委 員 齋 藤 禎 弘		委 員 猪 股 晃	
	委 員 岡 田 もとみ		委 員 小 山 雄 幸	
	委 員 千 田 恭 平		委 員 佐 藤 浩	
遅 刻	遅 刻 なし			
早 退	早 退 なし			
欠席委員	欠 席 なし			
事務局職員	伊藤主任主事			
紹介議員	なし			
出席説明員	小野寺農林部長、千葉生産流通課長、菅原大東支所長、山谷産業建設課長、畠山農林係長、久保主任主事、槻山都市整備課副主幹、伊東都市整備課主任主査 阿部建設部長、千葉都市整備課長			
参考人	なし			
本日の会議に付した事件	所管事務調査 ・(仮称)国道343号渋民バイパス道の駅の整備について ・市営建設工事への影響について			
議事の経過	別紙のとおり			

産業建設常任委員会記録

令和6年6月11日

(午後1時30分 開会)

委員長 : ただいまの出席委員は8名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の委員会を開会します。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

お諮りいたします。

本日の所管事務調査に当たり、当局から農林部長、建設部長、大東支所長の出席を求めたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議がありませんので、議長を通じて、所管部長等の出席を求めることとします。

それでは、これより所管事務調査を行います。

初めに、(仮称)国道343号渋民バイパス道の駅の整備についてを議題といたします。

当局より説明を求めます。

菅原大東支所長。

大東支所長 : それでは、資料のほうは(仮称)国道343号渋谷バイパス道の駅の整備についてとなります。

よろしく申し上げます。

この道の駅の整備につきましては、昨年、令和5年9月通常会議で議決をいただいて整備を進めております。

今後、議会で御審議いただく案件もございますので、本日は進捗状況と今後のスケジュールについて説明をさせていただきます。

大東支所産業建設課長の山谷のほうから資料の説明をいたします。

委員長 : 山谷大東支所産業建設課長。

大東支所産業建設課長 : それでは私から、(仮称)国道343号渋谷バイパス道の駅の整備について御説明いたします。

まず1の工事等の進捗状況についてでございますけれども、①建設工事は昨年10月に着工しております、5月末時点の各工事の進捗状況は、建築工事については68.70%、電気設備工事については35.74%、機械設備工事については45.41%となっております。

2つ目、ラミナ材(集成材を構成する角材)でありますけれども、発注内容の錯誤により、木材の支給に時間を要したことによる工期への影響については、20日間の延長にとどまったということで、2月6日の産業建設常任委員会の説明では、二、三か月程度

延長を想定しているという説明をしたところでもございましたけれども、20日間の延長ということに短縮されたというところでもございます。

3つ目の、昨年末から全国的にケーブル類の納期の遅延が発生しているということで、本工事も今後影響を受ける可能性が想定されておりましたけれども、本工事においては令和6年7月からの使用予定であり、納期が未到来であることから、現時点では納期の遅延の影響は受けていないということで、この件につきましても2月6日の産業建設常任委員会で説明してきたところでもございますけれども、本日納入することが確定したということになりましたので、報告させていただきます。

次に、2の市議会6月通常会議に提案する議案等についてでございます。

1つ目、議案についてですが、建築工事の請負契約の変更ということで、変更額については8,456万1,400円の増額ということで、変更内容につきましては、厨房機器等の設備工事の追加、市から支給した木材の乾燥及び数量に不足が生じたことによる増額及び20日間の工期の延長であります。

工期については、変更後は令和6年9月25日に変更になります。

なお、資料に記載はありませんが、契約の相手方は、株式会社三ツ矢建設工業であります。

2つ目の、専決処分でございますけれども、電気設備工事の請負契約の変更ということで、変更額については108万1,300円の増額で、変更内容については工期延長による共通費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）の増額で、専決処分の日は令和6年5月28日ということで、契約の相手方につきましては電友社一関営業所であります。

3つ目、専決処分でございますけれども、機械設備工事の請負契約の変更ということで、変更額については991万8,700円の増額、変更内容につきましては、空調設備の仕様及び数量の変更、換気設備の仕様及び数量の変更、浄化槽設備に係る地盤改良工事の追加等による契約金額の増となります。

専決処分の日は令和6年5月28日で、契約の相手方につきましては株式会社永沢水道工業であります。

これらの議案、それから専決処分に係る変更内容の詳細につきましては、6月18日の本会議において、提案の際に御説明いたします。

次のページに移ります。

最後に、3の今後のスケジュールについてでございます。

令和6年8月に道の駅の登録申請を国土交通省のほうに申請を行います。

令和6年9月には地域資源活用総合交流促進施設条例の一部改正の議案を提出するというので、施行期日を令和6年10月1日から令和7年4月1日に改正するという議案を提出いたします。

同じく9月ですけれども、施設の建設工事が完了ということで、施設に附帯する工事のスケジュールについては以下のとおりということでございますが、外構工事も同時に行っておりまして、工期は令和6年9月9日まで、太陽光発電設備・自家発電設備工事については7月発注予定でありまして、工期は令和7年2月までという予定になっております。

12月には指定管理者の指定議案を提出、令和7年4月には道の駅のオープンというス

ケジュールになっております。

説明は以上になります。

よろしく願いいたします。

委員長 : これより質疑を行います。

佐藤敬一郎委員。

佐藤（敬）委員：前にこの道の駅の集成材の間違いについて説明があったときは寸法が違っているという説明を受けたかと思いますが、それでよろしいですか。

委員長 : 菅原大東支所長。

大東支所長：ラミナ材の寸法についてですが、以前、御説明したときには発注段階で仕上がりの寸法で発注したということで、本来であれば乾燥後に使用する寸法にするべきところを発注の段階で仕上がりの寸法で発注してしまったというようなところでは。

委員長 : 佐藤敬一郎委員。

佐藤（敬）委員：集成材の場合には、火事になったときに燃えしろと申しますか、それも含んで寸法を決めますよね。

委員長 : 菅原大東支所長。

大東支所長：お話しのとおりでございます。

委員長 : 佐藤敬一郎委員。

佐藤（敬）委員：それで、その寸法の違いはどこの指摘で分かったのですか。

委員長 : 畠山大東支所農林係長。

大東支所農林係長：ただいまの質問ですけれども、集成材のほうを加工してもらっているところから建築のほうで請け負った木材会社のほうで寸法が小さかったということが判明したということです。

委員長 : 佐藤敬一郎委員。

佐藤（敬）委員：図面で仕様書というのがありますよね。

柱の寸法がどうだとか、はりの寸法がどうだと図化した仕様書が多分あったのではないかと思うのですが、その仕様書とつくった寸法、もしくは指示した寸法が違っていた

ということによろしいのですか。

委員長：畠山大東支所農林係長。

大東支所農林係長：木材の準備にはちょっと時間がかかるということで、実施設計等の工期と合わせながら早めに取り組んでおりましたので、指示されたものについては寸法の数字だけで実施設計の業者のほうからいただいたものを、発注をかけていたという形になっておりました。

委員長：佐藤敬一郎委員。

佐藤（敬）委員：そもそもこの原因はどこが悪いのですか。

集成材をつくった会社が悪いのか、それとも市が悪いのか、設計したところが悪いのか、どこが悪いのですか。

委員長：菅原大東支所長。

大東支所長：今回につきましては、以前に花泉図書館で同じ手法で建築しました。

そのやり方に倣って進めていたのですが、その花泉図書館建設のときと集成材を確保した業者が違ってしまっていて、その打合せの段階で意見の不一致、相手が確認、意思疎通がなかったというところになります。

委員長：佐藤敬一郎委員。

佐藤（敬）委員：集成材については分かったのですが、その機械設備工事の請負金額が約1,000万円増額ですと。

空調の仕様とか数量が変わりましたとか換気設備の仕様とか数量が変わりました、それから浄化槽の設備に係る地盤改良工事の追加、これらはそもそも設計段階で分かっていたのですか。

委員長：菅原大東支所長。

大東支所長：機械設備の変更の空調設備等につきましては、今回、厨房設備当初の契約の段階では外して発注していました。

というのは、運営団体がまだ決まっていなかったもので、レストラン部門のメニューとか商品とかが決まっていなかったもので、厨房設備の細かい仕様まで決められなかったというところで当初の契約から外していました。

今回、厨房の設計のほうが多まりましたので、それに合わせての空調設備等の変更となります。

浄化槽の地盤改良につきましては、ボーリング調査等はしてはしましたが、実際、浄化

槽を埋める場所の地盤がこれで調査したものよりは小さい、軟弱だったというところで今回地盤改良を行うというところになります。

委員長：佐藤敬一郎委員。

佐藤（敬）委員：その機械設備の数量が増になったとかそういったことによってその建築との取り合いで、間違いが起きてこないのですか。

委員長：菅原大東支所長。

大東支所長：その点については、建築と機械と打合せしながらやっておりますので、間違いのほうはないように進めております。

委員長：佐藤敬一郎委員。

佐藤（敬）委員：例えば、電気の穴をどこに開けるとか、それからパイプをどこに通すとかというのは最初から決めておかないと穴の位置がはっきりしないと思うのですが、後から追加した場合には穴を開け直すとか設計のやり直しをするとかになるのですか。

委員長：菅原大東支所長。

大東支所長：毎月、請負業者に集まっていただいて工程会議というのをしてまして、その辺を調整しながら進めております。

委員長：佐藤敬一郎委員。

佐藤（敬）委員：分かりました。
ありがとうございます。

委員長：ほかにございませんか。
猪股委員。

猪股委員：2点ほどお伺いしたいと思います。

工事等の進捗状況の③なのですが、ちょっとこの文章の意味がよく分からないのですが、2行目から、本工事においては令和6年7月からの使用予定でありというのは、電気ケーブル類の使用予定というような意味合いで、納期が未到来であることから、現時点では納期遅延の影響は受けていないというようなことが書いてあるのですけれども、その使用予定の意味はどういうことなのかということと、それから、確かに納期が未到来ということは当然分かりますけれども、ここ2か月ぐらいのところ、見込みというか、影響を受けない見込みだとかというような表現であればいいのでしょうか。

も、何か文章としてちょっと適切な文章だったのかなと思うところがあるので、その表現がどうなのかということでの確認が1点と、それから、2の①の部分なのですが、8,400万円ぐらいの増ということで、現契約のほぼほぼ5分の1というような金額なのですが、今前段委員のお話の中では、厨房等の設備工事が主要なところなのかと思っております、文言表現的には羅列はなっていますが、大きな要因としてはその部分がどれぐらいにプラスになっているものなのか、あとは木材乾燥の数量不足による増額、それから20日間の工期延長、この部分も人件費とかも含めて結構多いのか、その内訳を教えてくださいたいと思います。

委員長：菅原大東支所長。

大東支所長：まず1の③ですけれども、ちょっと分かりにくい表現ではあったのですが、いずれ現場で使うのが7月からということで、まだその遅れの影響は出ていなかったというようなところでございます。

先ほど山谷課長からもお話ししましたが、本当に本日なのですけれども、予定どおり納入されるということで確認できたところでありますので、こちらについては遅延はないというような状況でございます。

あと、建築の変更の仕分、厨房機器で約4,000万円、あと厨房の設置を受けまして建具の位置とかも変わってきますので、そちらのほうの影響もあります。

あと、木材のほうで3,300万円ほど、大きいところがその二つになります。

委員長：猪股委員。

猪股委員：追加工事の厨房の部分については新規の部分に使われますけれども、木材の乾燥というようなことで、まるっきりやり直したいな形になってしまうので、このような金額になるということではよろしいですか。

委員長：菅原大東支所長。

大東支所長：やり直しの部分ありましたので、こういった金額になりました。

委員長：猪股委員。

猪股委員：先ほども前段委員の、原因がどこにあったのかというような部分にちょっと関わる部分もあるのですが、木材の乾燥、本来はかからなくてもいいものがかかったというようなことなのなのですが、これらの負担というのは行政負担というようなことでよろしいですか。

委員長：菅原大東支所長。

大東支所長：工事を進めている中での確認不足等もございましたので、今回こういった形で工事費の中で精査したというところになります。

委員長：猪股委員。

猪股委員：私が聞いたかったのは、原因があってこのような状況になったということなのでしょうけれども、その原因が市側の落ち度であれば三千幾らというのは丸々市負担でもやむを得ないと思ったのですけれども、負担割合というか責任割合というか、そこら辺というのがどこにあるかによってはどこかに負担をしていただくというような考え方も出てくるのかなというような感じも受けるのですけれども、現時点での解釈はどのようになっているのでしょうか。

委員長：菅原大東支所長。

大東支所長：ラミナ材の発注の段階での仕様書の数値の確認不足というところがありましたので、発注者側というところで、今回、建築工事のほうで積算したところでは。

委員長：猪股委員。

猪股委員：一応確認ですが、市に落ち度があったというような部分で市が負担するということがよろしいですか。

委員長：菅原大東支所長。

大東支所長：市の落ち度というところで、市で負担するというところになります。

ただ、ラミナ材の交換の分での負担分としては、先ほど木材で3,300万円とお話ししましたが、木材の交換の分では500万円ほどです。

あと、そのほかに乾燥と木材加工の分で2,000万円ほど追加となっております。

委員長：猪股委員。

猪股委員：後段の部分ですけれども、木材の加工とかというような部分、もともとそれというのは、正規に頼んでいた部分だったとしても追加というか、何か変更が、要因があったということでもいいのですか、考え方として。

委員長：菅原大東支所長。

大東支所長：構造材の分でその乾燥、加工の分が2,000万円ということで、それについては当初の設計の段階で積算されていなかったというところでは。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：今のラミナ材のことがいろいろ出ていますけれども、そもそもはこのラミナ材は市が用意して建築工事のその会社に用意したのを使って建築してもらうというやり方なのですね。

そこをまず一つ確認。

委員長：菅原大東支所長。

大東支所長：今お話しいただいたように、ラミナ材については市のほうで業者に供給するというような形で進めております。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：それでそのラミナ材をつくる際に、発注がちょっと間違っただとかサイズが間違っただということでも新たに用意したと。

2月6日の説明の段階では2か月ぐらい延びるとというのが20日間になったと。

その大きな要因は、見込みとの差は何ですか、一番は。

2か月も延びるだろうといったのが20日に済んだということは、いいことなのだけれども、何が見込み違いなのか。

委員長：菅原大東支所長。

大東支所長：ラミナ材の交換の分で、ラミナ材をつくる業者のほうで、ちょっと工程的に急遽を入れるのは難しいかもしれないというところで話されました。

最終的にお願いすることになって、そちらのほうで日程のほうを調整していただいて、その辺で大分早まったというのが一番大きいところです。

あとは現場の業者に頑張っていただいていたので、マスター工程に遅れないようにというところで頑張っていただいていたので、今回これくらいの遅れになります。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：20日ぐらいの工期延長で済むということで、当初の予定よりも何ぼも差がなくできるかと思ったけれども、今度は太陽光発電設備が出てきたということで、その太陽光はそもそも当初では考えてなかったのですか。

当初のスケジュールには太陽光の設備の工事は入っていなかったのですが、今回急遽入ってきたということですか。

太陽光をやるというのは誰が決めたのか。

委員長：菅原大東支所長。

大東支所長：太陽光発電については、計画段階当初から設置ということでは計画しておりました。
今回、別工事にしたのは、建物とは別な交付金を活用していましたので、発注時期をずらして別発注というところで計画しております。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：そうすると、今回示されたスケジュール表だと、太陽光の工事が令和7年4月オープンに向かって一番かかるというようなスケジュール表になっているけれども、それともこういったことで太陽光についてもこのくらいの日数でやるということは当初から決まっていたのですか、工期的には。

委員長：菅原大東支所長。

大東支所長：太陽光については別発注にはしていますが、太陽光発電がなければ道の駅が運営できないとかそういうわけではありませんでしたので、別発注での予定としております。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：この太陽光発電をやるやらないにかかわらず、4月にオープンするけれども、太陽光を後でつけることも考えていたということですか。
そもそも当初の計画で太陽光発電は設計の中に入っていたのですよね。

委員長：菅原大東支所長。

大東支所長：太陽光については、当初、別な交付金を当てにしておりました。
そちらが駄目になったというか、そちらが使いなくなりましたので、建設はまた別枠で別発注ということになりました。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：別の交付金が駄目になったという理由は、当てにしていた交付金が使えなくなったということの原因は何ですか。
むしろそっちのほうが大きいな。
ちょっと休憩してもらっていいですか。

委員長：暫時休憩いたします。

（休憩 14：01～14：02）

委員長 : 再開します。
小野寺農林部長。

農林部長 : 道の駅だいたいの施設につきましては、当初、交付金の関係で太陽光パネルを別発注にしたというものでございます。

当初の計画では、別な交付金を使って太陽光パネルを設置するという計画だったのですけれども、その交付金の要件に道の駅の施設が合致しなかったということで、現在、本体の交付金、デジ田交付金と言っているのですけれども、そちらのほうに追加で申請をして、本体とは別に交付決定を受けたということでございますので、別途発注するという工程になりました。

そのため、7月に工事を発注して2月の完成というような段取りになったものでございます。

委員長 : 佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員 : そうすると、当初の令和7年4月オープンにはいずれも間に合うように工事をしていくということで、地元でも非常にこれ期待している施設なので、なるべく早くということなのだけれども、今後、懸念されている材料というのはほかに何か考えられることがあるのですか。

懸念材料が何かあるならそれを教えてもらいたい。

委員長 : 菅原大東支所長。

大東支所長 : 現在の段階では資材等での遅延のおそれがあるものというのはいりません。

委員長 : 佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員 : それから、機械設備の分の増額の991万円ということですが、これは発注された時期と現在の状況のことでちょっとお伺いするのですけれども、この分の変更契約については一切何ら影響、関係はないと。

この工事に関しては、何らそういったものについての処分の対象にも何にもならないということでもいいのですか。

委員長 : 山谷大東支所産業建設課長。

大東支所産業建設課長 : 機械設備工事の請負業者が株式会社永沢水道工業でありますけれども、現在指名停止になっているわけなのですが、この工事自体はもう既に請負契約を締結しており、変更契約をしても構わないということで、引き続きこの業者に請け負ってもらうということで確認しております。

委員長 : ほかにありませんか。
佐藤敬一郎委員。

佐藤(敬)委員: 電気設備工事の中で変更額の内容がいわゆる諸経費分をアップするということですが、一般的に発注から完了までの間で20日程度しか延びないとすれば、こういう諸経費アップというのは本来あり得ないのではないかと思うのですが、その辺はいかがですか。

委員長 : 伊東都市整備課主任主査。

都市整備課主任主査: 今回の工期延長に伴う共通費の増額というところなのですが、建設工事のほうで積算の際に採用しているのが、国土交通省のほうで定めております公共建築工事積算基準によりますが、共通費の算定に当たっては工期を算定の計算式に当て込んで共通費率を計算することになっております。

今回20日間の工期が延長することによって、共通費に算定される工期がその分延長になりますので、その分で共通比率が変更になっているものになります。

委員長 : 佐藤敬一郎委員。

佐藤(敬)委員: そうしますと、建築工事や機械設備工事のほうも諸経費がアップするということでもいいのですか。

委員長 : 伊東都市整備課主任主査。

都市整備課主任主査: 同様に建築工事、機械設備工事についても工期延長に伴う共通費の増額は伴います。

委員長 : そのほかにございますか。
齋藤委員。

齋藤委員: 太陽光発電設備工事についてお伺いしますが、2月のときには工程表に太陽光発電設備というか発電設備工事というのが入っていなかったのですが、確認なのですが、今回入れたという、前回入れなかったというその理由についてお伺いいたします。

委員長 : 久保大東支所産業建設課主任主事。

大東支所産業建設課主任主事: 太陽光発電設備の工事をスケジュールに入れていなかったということなのですが、さきほど農林部長のほうから説明があったように、太陽光発電設備の交付金の申請をして交付決定を受けた後、発注するというように考えておりましたので、

まだちょっとその段階では発注時期というのを精査できていなかったということで、今回交付決定がされて、実際発注する準備が整ったことからスケジュールに入れ込んだものであります。

委員長：ほかにございませんか。

この際、委員として質疑をしたいので、暫時、副委員長と交代いたします。

副委員長：それでは暫時、委員長の職務を行いますので、よろしく願いいたします。

質疑を行います。

小野寺委員。

小野寺委員：私のほうから、そもそも2月6日の委員会で説明があった木材供給に関して、市産材を利用するために木材供給業者なり製材業者、そして加工業者というように3段階に分けてそれぞれ仕事を依頼しているわけですが、その3業者の当初の請負金額と、最終的にどのような請負金額になったのか、その内容についてまず1点お聞きします。

それから、太陽光発電について当初設計に入っていたということなのですが、建築工事の発注の際の請負金額にはその分を外して請負金額を積算しているのか、その関係の図面なり設計書を見せられないと分かりにくいというように思うのだけれども、設計書から当初の設計図書、そしてこれから太陽光発電の分を除いて入札単価を決めて、入札調書を決めてやったのか、その辺の関係について教えていただきたいですし、それから太陽光発電工事と自家発電工事がこれから追加発注するというのだけれども、その工事費はどのようになるのかという点をまずお聞きしますし、戻りますけれども、市産材としての木材供給なのか、もう市産材は諦めてほかの材木、県産材になるのか、どこから持ってくるのか、その辺の関係についてお伺いします。

委員長：畠山大東支所農林係長。

大東支所農林係長：まず市産材の部分でお話しいたします。

市産材につきましては、2月に御説明したとおり丸太の購入と製材等の委託ということで、単価契約で契約しておりました。

最終的に発注した数量等について、金額的には、合計になりますけれども3,683万円ほど支出しております。

委託料としての製材、あと丸太の購入と。

単価契約という形でやっておりましたので、請負金額という部分については変更という部分には加わってこないと思っております。

あと、市産材というところで進めていたということでお話ししております。

2月にも御説明したとおり、集成材に使うラミナ材については、建築業者のほうで委託した加工業者のほうにある木材と交換という形を取りましたので、集成材については県産材で柱材、構造材とか羽柄材のほうは市産材という形で準備することができました。

なので、建築業者のほうにお渡しする段階での木材の市産材の割合的には37%ほどになるかというように見ておりました。

市産材の関係は以上です。

副委員長：それでは、暫時の間、休憩します。

(休憩 14 : 16 ~ 14 : 17)

副委員長：再開します。

小野寺農林部長。

農林部長：当初、実施設計の成果品には太陽光発電の部分と、自家発電の部分は含まれておりましたが、電気設備の発注の段階で、それは別の交付金を充てるという計画だったので、太陽光発電の部分と自家発電の分は除いて発注したというのが現在の契約になっております。

今回7月に発注するのはそれとは別に、太陽光発電の部分と自家用発電の部分を発注するというようなことですが、それは別途交付金が該当になるというものがありましたので、その関係で別途工事にするというようなものでございます。

実施設計の分に含まれていた太陽光発電の部分と自家用発電の部分が幾らだったかというのは、ちょっとここでは金額までは押さえてないところでございます。

以上です。

副委員長：小野寺委員。

小野寺委員：その辺はいずれ議案として出てくる際に確認したいと思いますので、入っている金額と、そして除いた額と今度新たに追加した額の差がどれくらいあるのかということも関心のあるところですので、その辺、後で整理して見ていただきたいと思います。

それから、極端に言うとも工期が20日間延びてオープンの日が半年ずれているということもその基となっているのは太陽光発電と自家発電工事の分がずれ込んだためにそうなっている。

交付金を当てにしたというのは財源の話だから、本来であれば工事は続行できるはずだから、そのためにオープンの日が半年も当初計画より遅れたというのは非常に市民にとって大きな損失になるわけですね。

そしてその金額が増えるということは、それだけ市民が負担する部分が増えるという話だから、非常にまずい契約変更になっているというように思って、こういう姿が随所に見られるというのは非常に問題があるということをお願いして、終わります。

副委員長：それでは委員長と交代いたします。

委員長：そのほかにございませつか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ質疑を終わります。

以上で、(仮称)国道343号渋民バイパス道の駅の整備についての調査を終わります。
農林部長、大東支所長をはじめ、職員の皆さん、大変御苦労さまでございました。
ありがとうございました。
職員入替えのため暫時休憩します。

(休憩 14 : 21~14 : 23)

委員長 : 再開します。

次に、市営建設工事への2024年問題、いわゆる働き方改革の影響についてを議題といたします。

当局より説明を求めます。

阿部建設部長。

建設部長 : それでは私のほうから、市営建設工事、いわゆる2024年問題の対応についてということで、特に週休2日工事に対する影響ということで説明をさせていただきます。

まず全体の話としてお話しさせていただきます。

令和元年、2019年から施行されました働き方改革関連法案によって時間外労働、超過勤務に上限の制限が設けられております。

改正以前については、36協定を締結すれば時間外労働の限度時間である月45時間、年間360時間まで可能、ただ、これについては法的強制力はなくて、超えても行政指導だけでした。

さらに特別条項つき36協定を結んでいけば、実質上限がないような状態だったということです。

改正後には36協定を締結せずに時間外労働をさせた場合には罰則が適用されると。

特別条項つき36協定を締結していても年間720時間、あるいは2か月から6か月の平均で80時間、月45時間を超えられるのは6か月まで、あと、月最大100時間と上限規制が設定されております。

これを超えれば罰則が適用されると。

法律の適用の時期についてですけれども、大企業が令和元年度から、中小企業であれば令和2年度からで、建設業と運送業等については5年間の猶予が与えられておりましたが、令和6年度、今年度から適用されると。

今年度から上限規制を超えた時間外勤務が生じた場合には罰則が科せられるということになります。

これがいわゆる2024年問題ということになります。

本格運用を見据えて、建設業界ではこの5年間の猶予期間の間に様々な取組を実施しております。

それが今日用意させていただきました資料になります。

資料3枚ございます。

1枚目が第2・第4一斉土曜閉所というパンフレットでございます。

これが一般社団法人岩手県建設業協会と岩手県内の市町村、それと国土交通省、農林水産省とで令和元年度から週休2日の促進のキャンペーンを実施しております。

それで今年度というか、このキャンペーンにおいては毎月第2、第4土曜日を一斉現場閉所をします。

それと、6つき土曜日閉所ということで、年間48ある土曜日のうち36日を閉所するというような取組のキャンペーンを展開しているということでございます。

取組のもう一つが、2ページ目と3ページ目になります。

記者発表資料になりますけれども、これは今年度からの上限規制の運用開始を踏まえて、これも市町村、県、国で連携して三つの取組を実施しております。

取組の1が週休2日工事ということで、原則全ての工事において発注者指定型の週休2日工事が発注するというので、取組2がウイークリースタンスということで、勤務時間外にかかるような打合せを設定しない、勤務時間外に連絡をしないという取組で、取組の3が、工事書類の標準化ということで、国と県と市で様式を統一していきましよう、三つの取組を実施しております。

2ページ目がその進捗状況になります。

それぞれ取組1、2、3が昨年度に比べると進捗率が上昇している。

特に週休2日工事については、令和5年11月時点で市町村でいうと6つの自治体だったのが、今年の4月だと169自治体、3%から75%まで取り組んでいる市町村が大幅に増えているというような状況になっております。

ちなみに岩手県だと参考3ですけれども、94%の市町村が取り組んでいるというような状況になってございます。

一関市については、取組1から3のいずれも取組済みでございます。

資料は以上でございますけれども、ここから発注者指定型の週休2日工事の内容について説明させていただきます。

資料はございませんけれども、一関市では今年度から原則全ての工事、それは土木、建築含めてですけれども、週休2日工事が発注をしております。

もう少し正確にいきますと、令和6年3月1日以降に入札公告する工事については全て週休2日工事が発注するということになってございます。

週休2日工事でない場合、即法律違反かというところではなくて、各施工業者の方々が働き方改革関連法案の上限規制を超えることのないように、週休2日を前提とした工期を設定し、工事を発注していこうというような趣旨となります。

週休2日工事における従来工事との差異についてですけれども、違いは2点ございます。

工期の設定、それと工事費になります。

工期の設定についてですけれども、今まで使用してきた不稼働割増率が土木の場合だと1割増える形になります。

不稼働割増率についてですけれども、これは土・日・祝日や天候によって作業ができ

ない日を考慮するために使用する係数になります。

計算で算出した作業日数にこの係数を乗じて、さらに準備、後片づけを加えて工期を設定するのが通常でございます。

昨年までの係数がちなみに1.62という係数を使ってございました。

それが週休2日工事になると1.78というような係数になります。

例えば作業日数が100日であれば、1.62を掛けて162日だったのが、週休2日制工事になると178日になるというような感じです。

そういった形で週休2日を前提とした余裕を持った適正な工期を設定し発注しているというところでございます。

もう一つが工事費になります。

工事費については、週休2日を採用することによって労務費、それと間接費に割増しがかかります。

労務費だと5%、間接費だと1から6%の割増係数を乗じて工事費を算出することになります。

これは工事によってばらばらなので一概には言えないのですが、実際の工事を想定して試算してみると、土木工事で、例えば大体2,000万円規模の工事だと工期で約1割長くなって、工事費で4%ぐらい増になるような試算結果が出ております。

建築工事でも、これも2,000万円規模の工事でも試算してみると、工期は建築の場合2割ぐらい長くなって、工事費については土木同様4%ぐらい増となっております。

これが週休2日工事における従来工事との差異になってございます。

最後に、その他の取組についてということで、働き方改革に向けて、一関市では週休2日工事の取組のほか、工事書類設計図の電子化、BIM/CIMといわれるもの、それと工事書類の作成提出などを、インターネットを通じて処理するASPといわれるシステムを導入したり、ウェブカメラを使用した遠隔臨場の試験的導入など、受発注者双方の生産性向上、効率化によって業務時間の短縮に取り組んでいるところでございます。

建設業は他の産業と比べて労働時間が長く、休日が少ないというイメージがあって、そういった悪いイメージを払拭、解消して建設業のイメージアップを図って、人手不足の解消とか将来の担い手確保などに向けて取組を継続、拡大していこうというように考えているところでございます。

委員長：これより質疑を行います。

佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：ありがとうございました。

2024年問題の働き方改革ということで、市内のその関係する各会社等から4月になる前から大変だ大変だ、大変なことになるというようなことを聞き及んでいました。

今の説明の中だと、ある程度工期の延長をしたり、工事費もアップしていくということになるのですけれども、端的に言って、市内の業者の大変だと言っている中身は何なのでしょう。

その辺は発注者側からするとどのような捉え方をしていますか。

委員長　：阿部建設部長。

建設部長：それを具体的にどこが大変なのかというのは把握していませんけれども、建設業協会の方といろいろ話をする中では、困ったとかもうすごく大変だという話はそんなに聞いていないのです。

なので、例えば労務管理であるとかそういったことは厳しくなってくると思うので、どれだけ超過勤務を、上限を超えてはならないので、そこら辺の管理などは大変かとは思いますが、工事をやる中で、例えば工期内に終わらないので頑張らなければならないというのは、こういう適切な工期設定をしていけばそうそう生じないのではないかと考えているので、そこら辺は具体的に何がというところまでは把握はしておりません。

委員長　：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：その業者側からするといずれ仕事がないのが大変だというのが一番なのだろうけれども、あと人員だと。

やはり労働確保が大変だという中で、こういった改革で、こういうことでやっているから、週休2日制になるから働きやすい環境だということで労働力が確保できるという利点にもなるのかと思うけれども、いずれ、現時点とすれば労働力が足りないというのが実際の話のようですので、それに見合った労働環境で新たな人たちが働いてくれればいいのかという思いがあると思うのですが、それに併せて、新聞記事にも載っていましたけれども、今までは一つの現場イコール1人の現場代理人か何かを複数抱えてもいような記事が出ていましたけれども、そのように改革できると。

そういったやはり人的な確保に当たっても、こういった働き方改革に併せて、発注者側のそういった緩和をぜひ考えてほしいというのが私たちが受けている話でした。

そういった面からすると、今、一関市の中ではこういった工期とか工事費のほうに反映をさせるけれども、そういった制度的な、そういったことというのは市独自ではそういう考えはありますか。

委員長　：阿部建設部長。

建設部長：ちょっと今のところは特に聞いてないのですが、国の工事であれば特例管理技術者制度というのがあって、二つの工事までは担当できる、その代わり補助員を1人つけなければならないと、そういう制度があるので、そういうものを見ながら、多分どこまで取り入れるのかは、それは総務部のほうになってしまうのかもしれないので、ちょっとそこは相談したいと思いますけれども、いずれ緩和というか、できるだけ技術者に負担がかからないような形というのは必要かとは思っております。

それと先ほど言ったような、DXみたいなものを使って負担を軽減していく。

書類の簡素化とかウェブでのやり取りというのはもう主流になってきていますので、

そういう方面でもできるだけその業務時間を短くしたりとか効率化をしたりとか、特に土日を休むことができるようにというのはやはり課題だと思うので、取り組んでいかなければならないなとは思っております。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：今部長がおっしゃったのが本当に今の一関市としてのスタンスなのでしょうけれども、やはり業者と懇談する場面があると、やはりさっき言ったように人員、人手の確保が非常に難しい中で、そういった制度的なものの緩和ということとか、認めてほしいというようなことが何かいろいろ出てくるようなので、その辺の建設サイドだけではなくて、総務とか現場管理しているほうとかの中で、せっかくいい取組をしているのですから、働き方改革の中でこのような格好でも人も増やす、工期も増やす、工事費も増やす、そういった意味で労働条件をよくしてくださいよという中で、会社としてもそういった取組をやらうと言っているところに、やはりもう一つ手を差し伸べてやるということも必要なことかなと思うので、ぜひそういった懇談なりそういった場面でその辺要望等をお聞きいただいて、検討できることについては検討していくというような姿を市のほうでも示していただければありがたいと思います。

あくまで要望です。

委員長：ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

委員長：なければ質疑を終わります。

以上で、市営建設工事への働き方改革による影響についての調査を終わります。

建設部長をはじめ職員の皆さん、ありがとうございました。

職員退席のため暫時休憩します。

（休憩 14：23～14：38）

委員長：再開します。

次に、その他ですけれども、当委員会の調査事項の今後の進め方について、意見交換を行います。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：いずれ当委員会のほうでもいろいろなことについての政策提言に向けて絞り込んでいかなければいけないと思うので、そういった中で新たな農業政策といいますか、そういった経験者、実際にそういったことをやっている方々の意見を聞いたり意見交換したりする場などを設けながら、テーマを農業なら農業に絞り込んでの格好でのこれか

らの調整事項、調査をやっていくようにしたらいいのかなと思うので、時期については正副委員長のほうにお任せしますので、そういった方法でやっただけでいいでしょうか。

委員長 : ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ意見交換はこの程度といたします。

ただいま、佐藤浩委員から意見があったとおり、当委員会の調査項目については、農業関係を中心に継続して調査をすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議がありませんので、さよう決しました。

ほかに皆さんから何かありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : ほかになければ、その他を終わります。

以上で、本日の案件は全て終了しました。

これをもちまして、本日の委員会を散会します。

御苦労さまでした。

(午後2時48分 終了)